

地方独立行政法人神奈川県立病院機構契約職員及び非常勤職員に関する就業規則の一部改正 新旧対照表（案）

新	旧	改正理由等
<p>第 1 条～第 11 条 （略）</p> <p>（有給休暇） 第 12 条 （略） 9 子の看護休暇及び介護休暇は、<u>期間の定めのない職員の例による。</u></p> <p>10 ボランティア休暇は、<u>期間の定めのない職員の例による。</u> (略)</p> <p>（再雇用） 第 39 条 法人を定年又は勸奨により退職した者、<u>再雇用職員等（地方独立行政法人神奈川県立病院機構再雇用職員等に関する就業規則第 3 条第 1 項に規定する再雇用職員等をいう。）及び定年前再雇用短時間勤務職員（地方独立行政法人神奈川県立病院機構定年前再雇用短時間勤務職員に関する就業規則第 3 条に規定する定年前再雇用短時間勤務職員をいう。）</u>から引き続き非常勤職員に雇用された者の取扱いは、人事部長が別に定める。</p> <p>第 40 条～46 条 （略）</p> <p>附 則 1 この附則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。 (削除)</p> <p>2 <u>第 10 条の規定にかかわらず、契約職員については、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程附則第 23 項の規定は準用しない。</u> (略)</p> <p>附 則 <u>この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>第 1 条～第 38 条 （略）</p> <p>（有給休暇） 第 12 条 （略） 9 子の看護休暇及び介護休暇は、<u>人事部長が別に定めるところにより、有給休暇又は無給休暇として与えることができる。この場合において、子の看護休暇については就業規則別表第 2 の 9 の項の規定中子の看護休暇に関する部分を、介護休暇については就業規則別表第 2 の 11 の項の規定中介護休暇に関する部分を準用する。</u> (新規) (略)</p> <p>（再雇用） 第 39 条 法人を定年又は勸奨により退職した者<u>及び再雇用職員等（地方独立行政法人神奈川県立病院機構再雇用職員等に関する就業規則第 3 条第 1 項に規定する再雇用職員等をいう。）</u>から引き続き非常勤職員に雇用された者の取扱いは、人事部長が別に定める。</p> <p>第 40 条～46 条 （略）</p> <p>附 則 1 この附則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。 2 <u>第 10 条の規定にかかわらず、契約職員については、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程附則第 9 項から第 12 項までの規定は準用しない。</u> (略)</p>	<p>・子の看護休暇及び介護休暇を全て有給化するための改正</p> <p>・ボランティア休暇新設のための改正</p> <p>・定年前再雇用短時間勤務職員新設のための改正</p> <p>【制定附則第 2 項】 ・給与規程附則第 9 項から 12 項は、令和 5 年 4 月 1 日の改正で削除されることに伴い削る。 ・60 歳を超えて雇用される契約職員の給与について、7 割水準を適用しないことを規定</p>

令和5年3月22日
理事会
人事部

人事給与に係る規程等の一部改正について

1 改正の趣旨

次の各項目について、所要の改正を行う。

- (1) 職員の定年引上げの新制度導入に係る規程改正に伴う関係規程の改正
- (2) 神奈川県での制度改正を受けた機構労働組合との労使交渉における合意を踏まえた改正

2 改正の概要

(1) 職員の定年引上げの新制度等の導入に係る規程改正に伴う関係規程の改正

ア 職員区分について定年前再雇用短時間勤務職員を追加

現行で再雇用短時間勤務職員を規定している規程について、定年前再雇用短時間勤務職員を追加する。（人事部所管以外の該当規程等も併せて改正する。）

イ 非常勤職員、契約職員及び任期付き職員の給料月額7割措置の適用除外

各就業規則で給料月額7割措置を適用されないよう所要の改正を行う。

ウ 定年引上げに係る関係規程の一部改正

職員退職手当支給規程について、ピーク時特例に係る改正を行う。

(2) 神奈川県での制度改正及び機構労働組合との労使交渉における合意を踏まえた改正

ア 私傷病時の復職調整

換算率を2分の1から3分の1に改定する。（結核性疾患は2分の1）

※令和5年3月31日時点休職者は従前のとおり。

イ 退職手当における勤続期間の計算

高齢者部分休業における勤続期間の計算について、月の端数となる部分も除算を行う。

ウ 短時間勤務職員等の子の看護休暇及び介護休暇の有給化

育児短時間勤務職員、短時間の任期付職員、契約職員、再雇用職員及び定年前再雇用短時間勤務職員の子の看護休暇及び介護休暇について、全て有給の休暇を付与する。

エ 短時間勤務職員等のボランティア休暇の措置

育児短時間勤務職員、短時間の任期付職員、契約職員、再雇用職員及び定年前再雇用短時間勤務職員については、常勤職員と同様に措置する。

3 改正を行う規程等

別表のとおり

4 改正内容

新旧対照表のとおり

5 施行期日等

令和5年4月1日

別表 改正を行う規程等

分類	改正を行う規程等	改正の概要
就業規則	契約職員及び非常勤職員等に関する就業規則	2 (1)ア、イ、(2)ウ、エ
	任期付職員に関する就業規則	2 (1)イ、(2)ウ、エ
	再雇用職員等に関する就業規則	2 (2)ウ、エ
	定年前再雇用短時間勤務職員に関する就業規則	2 (2)ウ、エ
給料・諸手当	職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程	2 (2)ア
	職員退職手当支給規程	2 (1)ウ、(2)イ
休職・休業	職員の休職に関する規程	2 (1)ア
	職員の育児休業等に関する規程	2 (1)ア、(2)ウ、エ
	職員の介護休業等に関する規程	2 (1)ア
人事部所管以外の規程	内部通報及び外部通報に関する規程	2 (1)ア
	コンプライアンス推進に関する規程	2 (1)ア
	ハラスメント等防止に関する規程	2 (1)ア
	科学研究費補助金等による研究の実施に関する規程	2 (1)ア